

## ◎令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律

(令和三年一二月二〇日法律第八五号) (衆)

### 一、提案理由 (令和三年一二月一五日・衆議院本会議)

○上野賢一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受けることとなった者が自ら当該給付金を使用することができるようにするため、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、当該給付金として支給を受けた金銭等の差押えを禁止するほか、差押え禁止等の対象となる給付金の定義を定めるものであります。

本案は、本日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院内閣委員長報告 (令和三年一二月二〇日)

○徳茂雅之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、同給付金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長上野賢一郎君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。